

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成 28 年 6 月 17 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

国民年金関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500354号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1600025号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成7年8月31日から同年9月1日までの期間及び平成8年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成7年8月31日から同年9月1日まで
② 平成8年4月30日から同年5月1日まで

私は、平成5年2月にA社に入社し、同社は途中でB社に社名が変わったことはあったが、請求期間①及び②も継続して勤務していた。この間の厚生年金保険の加入記録がないので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、雇用保険の加入記録によると、請求者は、B社において雇用保険被保険者となっていることが確認できるが、請求者と同様に、請求期間①前のA社及び請求期間①後のB社に厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚は、両社は実質的に同一会社であり、両社において業務内容や勤務先が変わったことはなかった旨陳述している上、オンライン記録において、B社は、平成7年9月1日にA社と同一の住所で厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから判断すると、請求者は、請求期間①において、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

一方、厚生年金保険の記録では、請求者のA社における資格喪失日は、当初、平成7年9月1日とされていたが、同社が適用事業所でなくなった同年8月31日より後の同年11月1日付

けで、同年8月31日に遡って訂正されていることが確認できる。

また、請求者と同様に平成7年11月1日付けで、A社における資格喪失日について、同年9月1日から同年8月31日に遡って訂正されている者が多数存在しており、かつ、閉鎖事項全部証明書により、請求期間①において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成7年8月31日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該遡及訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のA社における資格喪失日は、訂正前の同年9月1日であると認められる。

また、平成7年8月の標準報酬月額については、請求者の訂正前の厚生年金保険の記録から、41万円とすることが妥当である。

2 請求期間②について、雇用保険の加入記録により、請求者は、平成8年4月30日まで、B社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、厚生年金保険の記録では、請求者のB社における標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたが、同社が適用事業所でなくなった平成8年4月30日より後の同年6月6日付けで、9万2,000円に遡って減額訂正され、資格喪失日についても、上記遡及減額訂正処理と同日の同年6月6日付けで、同年4月30日とされていることが確認できる。

また、請求者と同様に平成8年6月6日付けで、B社における標準報酬月額の遡及減額訂正処理及び資格喪失処理が行われている者は多数存在しており、かつ、閉鎖事項全部証明書により、請求期間②において、同社が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成8年4月30日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者のB社における資格喪失日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である同年5月1日であると認められる。

また、平成8年4月の標準報酬月額については、請求者の同年3月の厚生年金保険の記録から、22万円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500345号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1600007号

第1 結論

平成12年4月から平成15年4月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年4月から平成15年4月まで

請求期間に係る国民年金保険料については、私が毎月納付していたのに、年金記録では未納とされており、納得できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料については、納付書に現金を添えて、主にA銀行B支店、C信用金庫D支店及びE信用金庫F支店の窓口で納付したと主張しているところ、当該各金融機関は、窓口で保険料を納付した記録は保存期間を経過しているため、残っていない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る保険料の納付について確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付金額については記憶していないと陳述しており、上記主張を裏付ける事情は見当たらない。

さらに、請求期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、事務処理の機械化が促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、記録の過誤が生じる可能性は低い上、請求期間は37か月と長期間に及んでいることから、請求者の主張どおり国民年金保険料を毎月納付したとすると、これだけの期間において、行政機関が事務処理を続けて誤ったとは考え難い。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。